

奈良県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年三月四日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社フローレンス・アニーナージングホーム	北葛城郡広陵町みささぎ台三〇一―一五	フローレンス・アニーナージングホーム	北葛城郡広陵町みささぎ台三〇一―一五	令和七年二月一日